

宇 治 市 公 報

宇治市宇治琵琶33
発行 宇 治 市
政 策 経 営 部
行 政 経 営 課
電話 22-3141 番
印刷 宇治市横島町吹前123-4
（南山城複写センター）

目 次

告 示

- 告示第110号 宇治市重度心身障害老人健康管理事業実施要綱の一部を改正する要綱……………（年金医療課）…2
- 告示第111号 重度心身障害者・一人親家庭に対する宇治市福祉医療費支給事業実施要綱の一部を改正する要綱……………（年金医療課）…5
- 告示第112号 放置自動車等の撤去……………（建設総務課）…6
- 告示第116号 平成30年宇治市斎場休場日の指定
……………（環境企画課）…6
- 告示第117号 「地縁による団体」の告示事項の変更
……………（文化自治振興課）…6

公 告

- 公告第52号 予防接種の実施……………（健康生きがい課）…6



宇治市告示第110号

宇治市重度心身障害老人健康管理事業実施要綱の一部を改正する要綱を、次のとおり定める。

平成29年10月24日

宇治市長 山本 正

宇治市重度心身障害老人健康管理事業実施要綱の一部を改正する要綱

宇治市重度心身障害老人健康管理事業実施要綱（昭和58年宇治市告示第62号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項各号列記以外の部分中「定める要件を備える」を「掲げるいずれにも該当する」に、「による」を「第6条第1項に規定する」に改め、同項第1号中「宇治市内」を「本市内」に改め、同項第2号ア中「別表第5号」を「別表第5号（以下「規則別表」という。）」に、「もの」を「者」に改め、同号イ中「昭和35年法律第37号）第12条」を「昭和35年法律第37号）第9条第6項」に、「又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条に規定する児童相談所（以下「更生相談所等」と総称する）」を「（以下「更生相談所」という）に、「が35」を「がおおむね35」に、「もの」を「者」に改め、同号ウ中「身体障害者福祉法施行規則別表第5号」を「規則別表」に、「、更生相談所等」を「、更生相談所」に、「50」を「おおむね50」に、「もの」を「者」に改め、同項第2号に次のように加える。

エ 更生相談所において知能指数がおおむね75以下と判定された者（アからウまでに該当する者を除く。）

第3条第1項第3号を次のように改める。

(3) 次のいずれかに該当する者

ア 前号アからウまでのいずれかに該当する者にあつては、本人の所得が特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第26条の5において準用する第20条に規定する額を超えず、かつ、配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）及び扶養義務者（民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に規定する者で、本人の生計を維持するものという。以下同じ。）の所得が特別児童扶養手当等の支給に関する法律第26条の5において準用する第21条に規定する額を超えない者

イ 前号エに該当する者にあつては、本人及び当該本人と同一の世帯に属する者（以下「同一世帯所属者」という。）それぞれの所得に対して市町村民税が課税されていない者

第3条第2項各号列記以外の部分中「前項」を「前項第3号」に改める。

第6条第2項中「、法による扱いと同様」を「、市長が別に定める日」に改める。

第7条第1項中「を市長に提出しなければ」を「により市長に申請しなければ」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「ならない」を「ならない。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない」に改め、同項第1号中「被保険者証」を「被保険者証（以下「被保険者証」という。）」に改める。

第8条第1項中「による申請書を受理した」を「の規定による申請があつた」に改め、同条第2項中「重度心身障害老人健康管理事業対象者否認定通知書」を「重度心身障害老人健康管理事業受給資格非該当通知書」に、「否認定通知書」を「非該当通知書」に改める。

第9条第2項中「否認定通知書」を「非該当通知書」に改める。

第10条中「健康手帳にあわせて」を「被保険者証に併せて」に改める。

第11条第1項各号列記以外の部分中「、次の各号に掲げる書類を」を「、健康管理費支給申請書（別記様式第4号）に、当該指導について保険医療機関等に支払った金額等を証する書類を添えて」に、「提出しなければ」を「申請しなければ」に改め、同項各号を削り、同条第2項中「に規定する」を「の規定による」に、「、当該申請者」を「当該申請をした者」に改める。

別記様式第1号及び別記様式第3号を次のように改める。

別記様式第1号（第7条、第8条関係）

重度心身障害老人健康管理事業対象者認定申請書

対 象 者	フリガナ											男・女	生年月日	年 月 日						
	氏 名																			
	住 所	宇治市																		
	後期高齢者医療保険者番号												被保険者番号							
障 害 の 状 態	○身体障害者手帳 級 交付年月日 年 月 日 内容 手帳番号 次回判定日 年 月 日 ○療育手帳（ ） 判定年月日 年 月 日 次回判定日 年 月 日 手帳番号 ○その他（ ）																			
上記のとおり、関係書類を添えて申請します。なお、健康管理費の受給資格の認定及び健康管理費の受給決定を行うに際し、私に係る課税状況、医療保険加入状況、障害状況その他必要な事項に関する調査を市長が行うことについて、 同意します。 同意しません。 年 月 日 宇治市長宛て 申請者 住 所 氏 名 電話番号（ ） — 印																				

(注)

- 1 転入等により、所得に関する情報が宇治市にない場合は市町村民税の課税証明書等、上記の照会（閲覧）に同意されない場合は住民票、市町村民税の課税証明書等の提出が必要となります。
- 2 押印は、署名（自筆）の場合は必要ありません。

別記様式第3号（第8条、第9条関係）

第 号
年 月 日

様

宇治市長



重度心身障害老人健康管理事業受給資格非該当通知書

年 月 日付けで申請のあつた重度心身障害老人健康管理事業の受給資格の認定に係る調査及び審査をしたところ、次の理由により該当しないので通知します。

- 1 次の方の（ 年中の所得が限度額を超えているため・ 年度の市町村民税が課税されているため）
- (1) 本人
 - (2) 配偶者
 - (3) 扶養義務者（ 様）
 - (4) 同一世帯所属者（ 様）
- 2 その他（ ）

別記様式第4号中「あて」を「宛て」に、「電話」を「電話番号」に、「

表 別	1 甲表	2 乙表	3 歯科	4 調剤
-----	------	------	------	------

」を

「

種 別	医科	歯科	その他（ <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr></table> ）										

」

「

種 別	医科	歯科	その他（ <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr></table> ）										

」に、「通り」を「

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

」

とおりに、「

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

」を

「

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

」に、「京都府内の医療機関」を「京都府

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

」

」に、「対象証」を「対象者証」に改める。

別記様式第5号中

「2 支給方法 次の○印の方法で支払います。

- (1) 口座振込を依頼している方
あなたの指定された口座に振り込みましたので確認してください。
- (2) 窓口支払の方
市役所会計室に支払います。
持参するもの………本状・印鑑
支払事務取扱日……月曜日～金曜日（ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
時間………午前9時30分～12時
午後1時～3時

を「2 支払方法」に改める。

3 備考」

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成30年1月1日から施行する。ただし、第3条第1項第2号イの改正規定（「昭和35年法律第37号」第12条）を「昭和35年法律第37号」第9条第6項に改める部分及び「もの」を「者」に改める部分を除く。）及び同号ウの改正規定（「、更生相談所等」を「、更生相談所」に改める部分及び「50」を「おおむね50」に改める部分に限る。）、第6条第2項の改正規定、第7条第2項各号列記以外の部分の改正規定並びに第10条の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の宇治市重度心身障害老人健康管理事業実施要綱（以下「改正後の要綱」という。）の規定は、この要綱の施行の日以後に行われる医療に関する給付について適用し、同日前に行われた医療に関する給付については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際現に改正前の宇治市重度心身障害老人健康管理事業実施要綱の規定により作成されている重度心身障害老人健康管理事業対象者認定申請書及び健康管理費支給申請書（以下「申請書」と総称する。）は、改正後の要綱の相当規定により作成された申請書とみなす。

（揭示済）

宇治市告示第111号

重度心身障害者・一人親家庭に対する宇治市福祉医療費支給事業実施要綱の一部を改正する要綱を、次のとおり定める。

平成29年10月24日

宇治市長 山本 正

重度心身障害者・一人親家庭に対する宇治市福祉医療費支給事業実施要綱の一部を改正する要綱

重度心身障害者・一人親家庭に対する宇治市福祉医療費支給事業実施要綱（昭和56年宇治市告示第40号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号アロ「定める」を「規定する」に、「に該当する」を「である」に改め、同号イ中「に規定する児童相談所（以下「児童相談所」という。）」を「第12条第1項に規定する児童相談所」に、「に規定する知的障害者更生相談所（以下「更生相談所」という。）」を「第9条第6項に規定する知的障害者更生相談所（以下「児童相談所等」と総称する。）」に、「が35」を「がおおむね35」に改め、同号ウ中「の3級に該当し」を「に規定する3級であり」に、「、児童相談所又は更生相談所」を「、児童相談所等」に、「50」を「おおむね50」に改め、同号に次のように加える。

エ 児童相談所等において知能指数がおおむね75以下と判定され、かつ、満15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した者（アからウまでに該当する者を除く。）

第2条第5号中「定める」を「規定する」に、「要綱」を「要綱の規定」に、「支給対象」を「支給の対象」に、「者を」を「ものを」に改める。

第3条第1項を次のように改める。

第3条 医療費の支給の対象となる者（以下「対象者」という。）は、本市内に住所を有し、かつ、医療保険各法の規定による給付を受けることができる者で次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者を除く。

- (1) 前条第1号アからウまでのいずれかに該当する75歳未満の重度心身障害者（法の規定による被保険者を除く。次号において同じ。）については、本人の所得が特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第20条（同法第26条の5において準用する場合を含む。）に規定する額を超えず、かつ、配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）及び扶養義務者の所得が、同法第21条（同法第26条の5において準用する場合を含む。）に規定する額を超えないもの
- (2) 前条第1号エに該当する75歳未満の重度心身障害者については、本人及び当該本人と同一の世帯に属する者（以下「同一世帯所属者」という。）それぞれの所得に対して市町村民税が課税されていないもの
- (3) 満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある一人親家庭児については、母又は父及び扶養義務者の所得が児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第2条の4第8項に規定する額を超えないもの
- (4) この要綱の規定による医療費の支給を受けている満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある一人親家庭児を扶養する一人親家庭の親については、本人及び扶養義務者の所得が前号の額を超えないもの

第3条第2項各号列記以外の部分中「各号の」を「各号に掲げる」に改める。

第5条第2項中「、別表に定める」を「、市長が別に定める日とする」に改める。

第6条第2項第3号中「前2号」を「前3号」に、「必要」を「必要がある」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 重度心身障害者にあつては、第2条第1号に該当する者であることを証する書類
別表を削る。

別記様式第1号中「福祉医療」を「福祉医療費の受給資格の認定及び福祉医療費」に、「及び障害状況」を「障害状況その他必要な事項」に改める。

別記様式第1号の2中「福祉医療」を「福祉医療費の受給資格の認定及び福祉医療費」に、「及び児童扶養手当等」を「児童扶養手当等」に改める。

別記様式第3号中「本年度のあなたの福祉医療費の受給資格について」を「（ 年 月 日付けで申請のあった）福祉医療費受給者証の交付に係る調査及び」に、「方の 」を「方の（ ）に改め、「の額」を削り、「ため受給資格要件」を「・ 年度の市町村民税が課税されている）ため福祉医療費の受給資格の要件」に、「扶養義務者（ 様）」を「扶養義務者（ 様） に改める。

同一世帯所属者（ 様）」

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成30年1月1日から施行する。ただし、第2条第1号イの改正規定（「が35」を「がおおむね35」に改める部分に限る。）及び同号ウの改正規定（「50」を「おおむね50」に改める部分に限る。）、第5条第2項の改正規定、別表を削る改正規定、別記様式第1号の改正規定並びに別記様式第1号の2の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の重度心身障害者・一人親家庭に対する宇治市福祉医療費支給事業実施要綱（以下「改正後の要綱」という。）の規定は、この要綱の施行の日以後に行われる医療に関する給付について適用し、同日前に行われた医療に関する給付については、なお従前の例による。

3 この要綱の施行の際現に改正前の重度心身障害者・一人親家庭に対する宇治市福祉医療費支給事業実施要綱の規定により作成されている（障害者）福祉医療費受給者証交付等申請（届出）書及び（一人親）福祉医療費受給者証交付等申請（届出）書（以下「申請書」と総称する。）は、改正後の要綱の相当規定により作成された申請書とみなす。

（宇治市子育て支援医療費支給事業実施要綱の一部改正）

4 宇治市子育て支援医療費支給事業実施要綱（平成5年宇治市告示第109号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第2号中「同条第1号」を「同条第1号（同号エを除く。）」に改める。

（揭示済）

宇治市告示第112号

放置自動車等の撤去について

次の放置自動車等は、宇治市放置自動車等の発生の防止及び適正な処理に関する条例（平成7年宇治市条例第30号）第7条に違反し、公共の場所の機能の保全及び市民の快適な生活環境に支障となっています。

自動車等の所有者は、平成29年11月7日までに撤去してください。期日までに撤去されない場合は、同条例第12条第1項の規定により市において撤去します。

平成29年10月24日

宇治市長 山本 正

車種	塗色	自動車登録番号 （車台番号等）	放置場所
			宇治市広野町東裏26番地

日産 プレジデント	白色	滅失 （不明）	の2地先 （広野町27号線）
--------------	----	------------	-----------------------

（揭示済）

宇治市告示第116号

平成30年宇治市斎場休場日の指定について

宇治市斎場条例施行規則（昭和59年宇治市規則第10号）第2条第1項の規定により、平成30年宇治市斎場休場日を次のとおり定めます。

平成29年11月6日

宇治市長 山本 正

年 月	宇治市斎場指定休場日		
30年 1月	2日（火）	19日（金）	31日（水）
2月	6日（火）	17日（土）	25日（日）
3月	7日（水）	13日（火）	29日（木）
4月	10日（火）	21日（土）	27日（金）
5月	9日（水）	19日（土）	31日（木）
6月	5日（火）	12日（火）	29日（金）
7月	5日（木）	11日（水）	27日（金）
8月	8日（水）	18日（土）	30日（木）
9月	5日（水）	16日（日）	28日（金）
10月	4日（木）	14日（日）	26日（金）
11月	7日（水）	18日（日）	30日（金）
12月	6日（木）	16日（日）	22日（土）

1月1日は、宇治市斎場条例施行規則により休場します。

宇治市告示第117号

「地縁による団体」の告示事項の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、あじろぎ横丁管理組合より、告示された事項に変更があった旨の届出がありましたので、同条第10項の規定により告示します。

平成29年11月6日

宇治市長 山本 正

変更のあった事項及びその内容

変更のあった事項	新	旧
代表者の氏名		

変更年月日

平成29年10月15日



宇治市公告第52号

予防接種の実施について

予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項及び第5条の規定により、平成29年度における高齢者等インフルエンザ予防接種について次のとおり公告します。

平成29年10月20日

宇治市長 山本 正

- 対象者 宇治市に住民登録のある方で次のいずれかに該当する者
- ① 満65歳以上の者
 - ② 満60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓

若しくは呼吸器の機能に自己の身の日常生活が極度に制限される程度の障害を有する者又はヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者

- 接種回数 1回
- 実施期間 平成29年10月20日（金）から平成29年12月28日（木）まで
- 接種場所 高齢者等インフルエンザ予防接種協力医療機関

●接種方法 個別接種

●費用 1,500円

※生活保護世帯・市民税非課税世帯・中国残留邦人等支援給付世帯に属する者は、本人の申請により一部負担金免除制度があります。

- 注意事項 開始時期が協力医療機関によって異なります。
事前に確認の上、予約をしてから接種に行ってください。

宇治市

高齢者等インフルエンザ予防接種協力医療機関

地区	医療機関名	住所	電話	接種医師名
六地蔵	小田部小児科内科医院	六地蔵町並 32	32-6205	小田部榮助
	上口医院	六地蔵町並 42	38-2128	上口美知子
	じんのクリニック	六地蔵町並 39	31-1122	神野君夫・高敏博
	中村医院	六地蔵町並 38-22	31-5237	中村 斉
	杉の下整形外科クリニック	六地蔵奈良町 74-1	38-2900	杉之下武彦
	ほそだ内科クリニック	六地蔵奈良町 74-1	38-2211	細田正則
	六地蔵総合病院	六地蔵奈良町 9	33-1717	原島裕・清谷哲也・馬場武彦・濱田拓男 安河内靖・杉田誠・市丸宏三・宮本達也 満田雅人・立花俊治
	米田医院	六地蔵町並 11	33-4737	米田元穂（米田貴亮）
木幡	大石医院	木幡陣ノ内 20	31-8354	大石嘉啓・大石 博・大石嘉恭
	大石木幡医院	木幡大瀬戸 46	33-0306	大石明人・大石律子
	こう内科クリニック	木幡西浦 35	32-1457	黄 明宇・荒川昌昭
	小山医院	木幡御蔵山 39-602	31-5455	小山正彦・小山栄子
	中西整形外科クリニック	木幡熊小路 12-1	38-2559	中西源和
	八田医院	木幡東中 52	31-8902	八田敏秀
平尾台	小児科いしはらクリニック	平尾台 4-5-2	38-1617	石原由理・濱中佳奈
	かどさか内科クリニック	平尾台 4-3-2	31-1077	門阪庄三
五ヶ庄	宇治病院	五ヶ庄芝ノ東 54-2	32-6000	藤田正俊・李鐘大・篠山重威 陳正雄・梅野弘毅・井田達也 平岡勇二・林 秀樹
	宇治おうばく病院	五ヶ庄三番割 32-1	32-8111	平岡克己・岡正悟・岡崎信也・赤澤祐貴 坂田大介・竹田明子・鶴留秀晃・澤井真樹 高松敏子・中嶋弥恵・樋川毅・三木秀樹 菅野辰生・金田麻美
	藤井おうばく駅前内科クリニック	五ヶ庄新開 11-29・18	33-2828	藤井 礼
	たのべ医院	五ヶ庄折坂 56-17 （折坂が難）	33-8178	田野邊裕二
	中田医院	五ヶ庄戸ノ内 7-22	38-2477	中田哲雄
	橋本整形外科	五ヶ庄新開 7-5	31-4511	橋本秀輝
	藤井医院	五ヶ庄梅林 46-5	31-8355	藤井秀俊
	京都府立洛南病院	五ヶ庄広岡谷 2	32-5900	山下俊幸
	今井内科クリニック	五ヶ庄福角 49-4	31-5189	今井義仁
菟道	上田診療所	菟道平町 17	22-7586	上田通章
	大石三室戸医院	菟道荒槇 28-3	24-0306	大石律子・大石明人
	谷口内科医院	菟道田中 13-1	22-2211	谷口三津夫
	土井内科	菟道荒槇 1-54	24-1885	土井邦紘・土井孝浩

地区	医療機関名	住所	電話	接種医師名
菟道	原田医院	菟道東隼上り 5-38	33-3411	原田秀歳
	原田内科医院	菟道丸山 38-11	23-5839	原田秀歳
明星町	いかだ医院	明星町 2-9-83	23-1736	筏 明子
白川	不動園診療所	白川東山 15	28-4555	大石 博・服部武司
	京都ゆうゆうの里診療所	白川鍋倉山 14-1	28-1895	知念良教
宇治	宇治武田病院	宇治里尻 36-26	25-2500	小屋美津彦・薄井裕治・清水長司 宮嶋敬・藤山千里・松津順子 霜澤真・小畑達郎・石田勝也・戸田晋 白樫義知・三宅あかり・高橋英雄 佐藤文平・小田良之輔・齋藤令馬 河合生馬・吉田敦彦・和田公平・寺田央 三宅正幸・川村博・上田崇・前田健志 河本知栄・仲裕美子・菊地顕・増南輝俊 岡部春海・田伏洋治・長谷川博一 齋藤八郎・溝田陽子・増井明・金郁喆 上田大輔・村田徹・本田雄二・西川龍之
	宇田医院	宇治式番 48-1	23-2166	宇田裕子
	スワ診療所	宇治野神 1-86	22-5068	諏訪隆雄
	田中診療所	宇治妙楽 44	21-2253	田中秀明
	都倉病院	宇治山本 27	22-4521	都倉隆・伊藤恵一・中山昇・寺崎充洋
	服部医院	宇治壺番 68	22-1111	服部武司・服部 宏
	ひろかわクリニック	宇治妙楽 24-1 ｼﾝｸﾞﾙﾋﾞﾙ	22-3341	広川慶裕
	べっふ内科・整形外科クリニック	宇治半白 12-3	66-1024	別府浩毅・別府徹己
	マキノ耳鼻咽喉科診療所	宇治戸ノ内 80-11	28-5239	牧野孝一郎・杉田公美
	増井医院	宇治妙楽 39	21-2063	増井 明
	村澤医院	宇治壺番 134-1 荒川ﾋﾙ	21-1731	村澤賢一
	古川整形外科医院	宇治壺番 10-8 ｾﾙﾓﾝﾄﾞ	20-5575	古川泰三
	やまもと医院	宇治下居 3-6	23-7974	山本卓哉
神明	とだ循環器内科クリニック	神明宮北 32	66-5148	戸田裕之
	おかもと総合クリニック	神明石塚 54-18	45-4110	北浦一弘
南陵町	南陵藤井内科	南陵町 2-1-278	77-8370	藤井崇知
羽拍子町	中村医院	羽拍子町 56-22	41-6500	中村直樹
	こいずみ医院	羽拍子町 82-1	48-1240	小泉修一
琵琶台	関医院	琵琶台 1-3-3	20-0012	関浩
広野町	あづま整形外科クリニック	広野町東裏 108-3	43-5101	吾妻幸一良
	高橋内科医院	広野町一里山 34-2	44-0644	高橋権也・高橋優三
	竹中内科医院	広野町西裏 99	41-6259	竹中正純
	徳岡医院	広野町寺山 17-20	43-8952	徳岡武夫
	村山医院	広野町尖山 23-4	41-2835	村山祐一郎
伊勢田町	浅妻医院	伊勢田町名木 3-1-30	44-0888	浅妻典子・中村右子
	えんや医院	伊勢田町遊田 41-11	23-5331	塩谷敏義
	おやいづ医院	伊勢田町南山 52-6	41-6013	小柳津治樹
	こうのクリニック	伊勢田町名木 2-1-181	66-1180	河野徳之
	斎藤小児科医院	伊勢田町砂田 6-262	23-7696	斎藤三朗
	広田医院	伊勢田町中山 60-1	43-0218	広田勝彦

	あすなろ岡本診療所	伊勢田町南山47-1	41-1601	西岡克章
開町	かわもと整形外科クリニック	開町1 北尾ビル1F	43-4533	河本浩栄
大久保町	あさくら診療所	大久保町山ノ内19-1	46-5151	河本一成・池野文昭・富岡裕彦 平松まき・上赤賢司
	小山内科医院	大久保町北ノ山24-1	46-3211	小山邦彦
	芝野耳鼻咽喉科	大久保町上ノ山51-55	43-3388	芝野忠寿
	中村病院	大久保町平盛 91-8	44-8111	中村清稲・中村清殷
	松田医院	大久保町旦椋 11	44-7064	松田恒知
	まつだ在宅クリニック	大久保町旦椋 11-8-201	46-8039	松田かがみ
	上ノ山吉岡医院	大久保町上ノ山21-1	43-4181	吉岡うた子
横島町	宇治徳洲会病院	横島町石橋 145	20-1111	増田道彦・丸山立憲・竹田彬一・仲井理 末吉敦・牧野茂・竹田智浩・徳山良之 斉藤昌彦・高田秀一・陳孟鳳・山本義久・重 松陽介・長船崇・金児潔・平田邦明・田中 俊樹・河邊公志・梶原正章・久保田良浩・平 井英基・松岡俊三・竹本隆博・大山和恵 荻野英治・自閑昌彦・城高晶・安田光徳 日並淳介・甲斐健一・關岡敏夫・舩田一哲 栗國仁志・篠塚淳・正田智也・清水真由 三木健児・竹田隆之・高岸智子・岡本匡史 濱岡建城・伊東真哉・中井健太郎・藤井 義宣・山西正芳・仲原英人・小林豊・三 瀬圭一・西脇洸一・牧原浩・村井望
	滝本整形外科	横島町三十五 46-4	28-5625	滝本欣暢
	西野医院	横島町中川原 154-1	22-7883	西野泰典
	中山医院	横島町南落合 38-3	23-8010	中山 紳
小倉町	今林医院	小倉町西浦 88-39	21-4522	今林丈士・今林誠次
	植田医院	小倉町南浦 18-122	21-6111	植田英嗣
	宇治川病院	小倉町老ノ木 31	22-1335	森田琢也・坂口秀仁・佐々木弘真・森康治 村上裕亜・出口幸孝・辻英彦・山口勝通
	大嶋耳鼻咽喉科医院	小倉町神楽田 10-5	20-1234	大嶋章裕・大嶋とし榮
	岡田医院	小倉町天王 31-5	24-7755	岡田勝弘
	笹平診療所	小倉町南堀池 109	21-4523	柏谷亘・笹平達男
	完岡医院	小倉町西畑 41-2	21-2507	完岡市雄・小泉欣也・柴田正俊・大和俊夫
	高嶋医院	小倉町西浦 5-13	23-5513	高嶋一博・高嶋洸二
	二宮内科医院	小倉町南堀池 8-5	28-3101	二宮 宏
	鉢嶺医院	小倉町山際 1-3	20-0255	鉢嶺 顕・鉢嶺泰司
	松田整形外科医院	小倉町神楽田38-13	21-4628	松田泰正
	宮本医院	小倉町西畑 40-4	21-3934	宮本正司・寺崎充洋・寺崎敦子
	山村内科	小倉町南浦 28-3	28-4331	山村祐嗣
	西尾医院	小倉町西畑 28-13	23-8511	西尾敏弘

(揭示済)

